

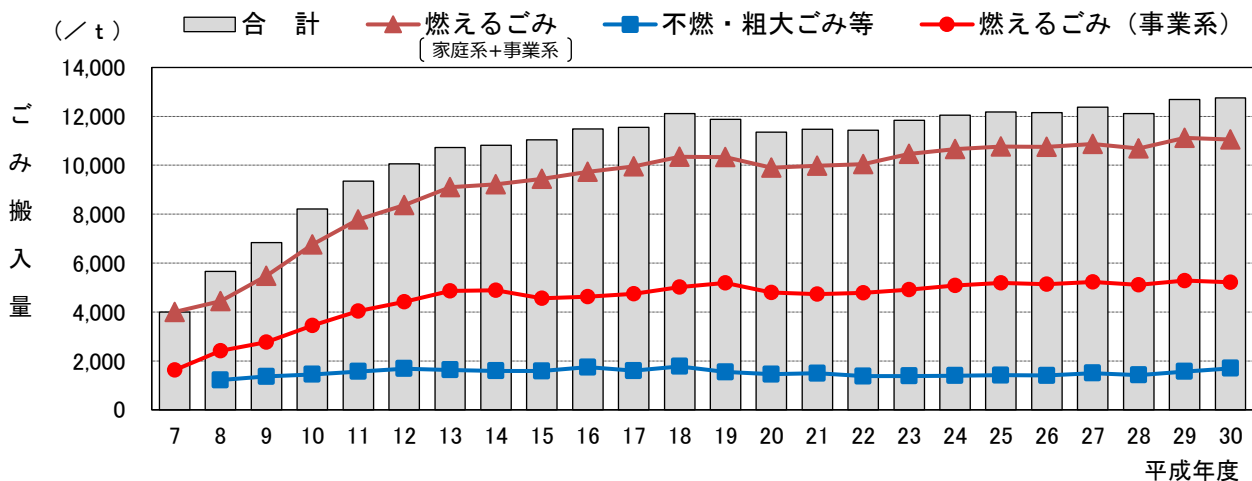
安芸高田市・北広島町内の事業者の皆さま ごみの減量化・資源化に ご協力をお願いします。

ごみ処理の現状

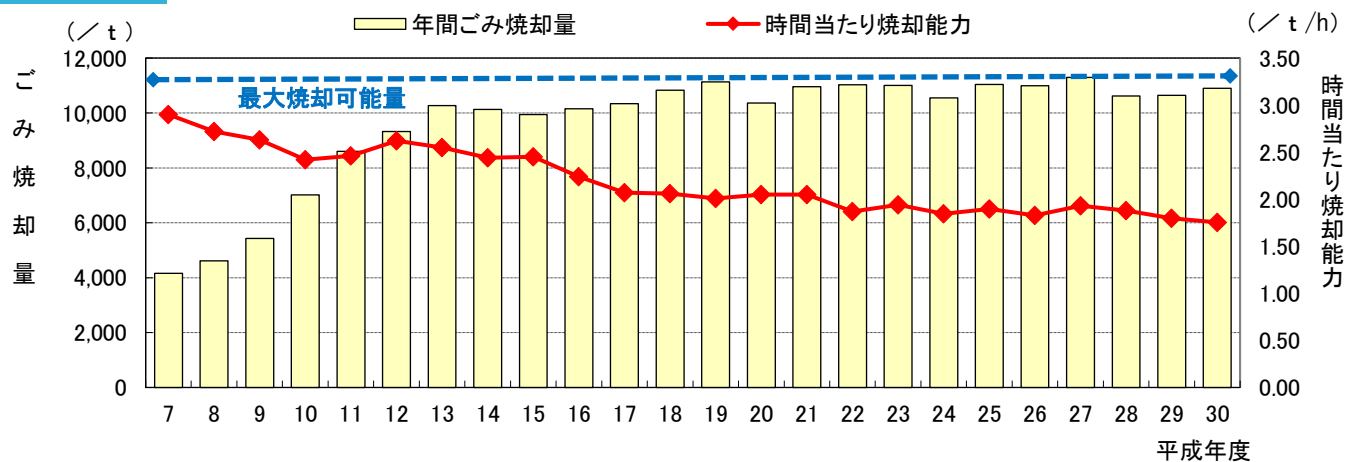
皆さんの事業所から排出された事業系一般廃棄物(紙ごみや生ごみ等)は、芸北広域環境施設組合のごみ処理施設「芸北広域きれいセンター」に搬入され、適正に処理が行われています。

しかし、近年では、燃えるごみの増加により、問題が生じています。

現状 1 燃えるごみが増加し続けています。(その内、事業系ごみは約半分！)



現状 2 老朽化等により、時間当たり焼却能力が低下しています。



燃えるごみが増えれば、きれいセンターで処理できなくなります。

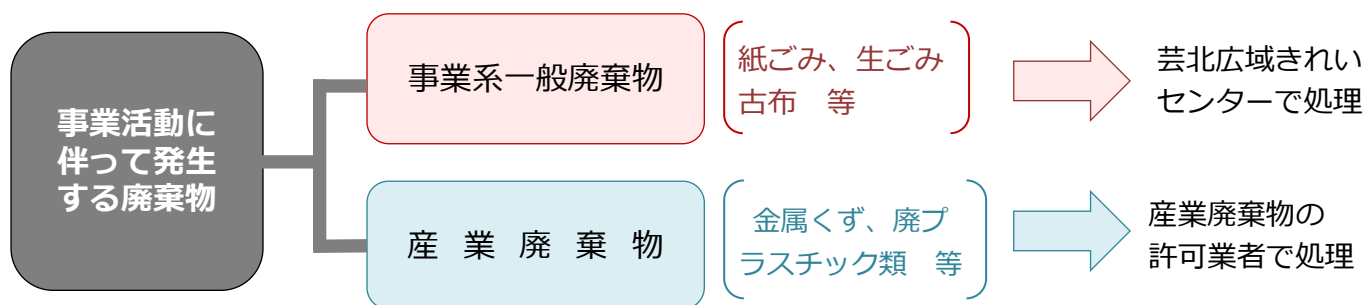
👉 ごみの減量化・資源化に取り組む必要があります。

事業者の皆さまの責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、事業者の責務として、次のことが規定されています。

- ◆ 事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理すること。
- ◆ 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより減量に努めること。
- ◆ 廃棄物の減量その他適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力すること。

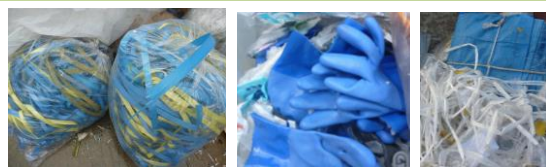
事業から発生したごみは、ごみの種類によって処理先が違います。



お願い ① 産業廃棄物と一般廃棄物を分別してください。

平成 31 年に実施した搬入ごみの内容物検査では、産業廃棄物の混入が多く見受けられました。

産業廃棄物は、適正に分別し、産業廃棄物収集運搬業・処分業の許可業者に依頼してください。



混入していた産業廃棄物

お願い ② 3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進してください。

リデュース (Reduce)

ごみを減らしましょう。

- ☞ ペーパーレス、使い捨て容器の削減 等

リユース (Reuse)

繰り返し使いましょう。

- ☞ 包装紙・封筒の再利用、裏紙の使用、梱包材の再利用 等

リサイクル (Recycle)

他の製品の原料にしましょう。

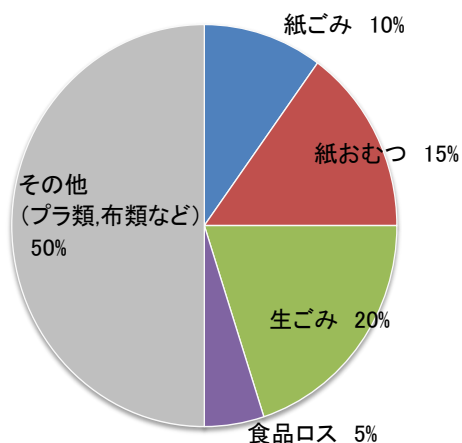
- ☞ 古紙類、生ごみ、木くずをリサイクル業者に引き渡す 等

具体的に何をすればよいですか？

ごみの減量化・資源化を行うには、多くを占めている生ごみ、食品ロス、紙ごみ等を対象とした取り組みが効果的です。



茨北広域きれいセンターには、多量の食品ロス(まだ食べられるのに廃棄される食品)やシュレッダーごみが持ち込まれています。



事業系ごみの組成
(平成 31 年 2 月調査)

取り組み① 生ごみ、食品ロスの削減

生ごみと食品ロスは、以下の取り組みを行うことで、削減が可能です。生ごみ、食品ロスの削減にご協力をお願いします。

発生量の把握



生ごみの種類や発生量を把握することで、ごみの発生原因や課題を捉え、効率的な取り組みを行いましょう。

食べ残しの出ないメニュー 食べ残し持ち帰り制度



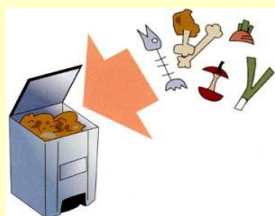
高齢者等、多く食べない人を対象とした「量の少ないメニュー」や食べ残しの持ち帰りを出来る制度を実施しましょう。

賞味期限の管理



賞味期限前の食品は値引き販売、またはフードバンクへの引渡しを行いましょう。

生ごみ処理機の設定



調理くずを生ごみ処理機により堆肥化しましょう。

生ごみリサイクル業者に処理を委託



多量に生ごみが発生する場合は、生ごみリサイクル業者に処理を委託しましょう。

取り組み② 紙ごみの分別排出

紙ごみは、新聞・雑誌・ダンボール等と同様に、分別して排出することで資源化が可能です。以下に示す紙製容器包装や機密文書の分別排出にご協力をお願いします。

紙製容器包装の資源化



紙製容器包装（お菓子の箱や紙袋、包装紙等）は古紙類に分類されます。紙製容器包装を分別排出し、古紙類として資源化しましょう。

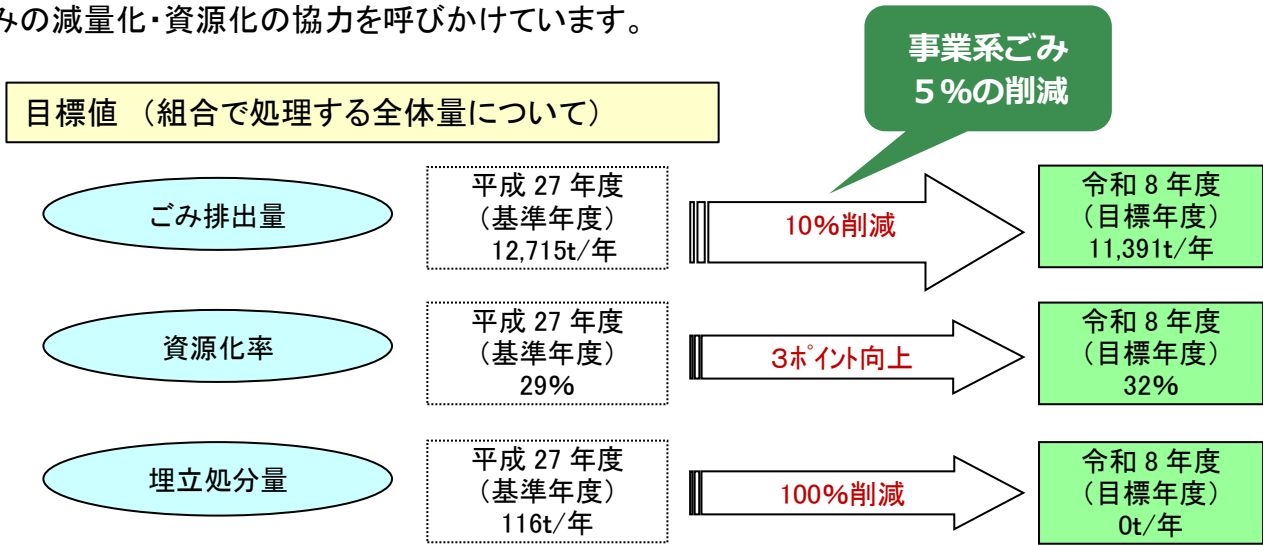
機密文書の資源化



機密文書のリサイクルを行っている古紙回収事業者があります。機密文書も焼却処分から資源化に変更しましょう。

芸北広域環境施設組合の取り組み

芸北広域環境施設組合は、平成 29 年度にごみ処理基本計画を策定し、次の3つの目標を掲げました。この目標が達成できるよう、安芸高田市、北広島町と協力して、住民や事業者の皆さまに、ごみの減量化・資源化の協力を呼びかけています。



目標達成に向けた取り組み（事業系ごみの対策）

- ◆ コンビニエンスストア等における分別徹底の指導
- ◆ ごみ減量化、資源化に向けた事業者の協力体制づくり
- ◆ 多量排出事業者に対する指導
- ◆ 事業系ごみの処理手数料見直し
- ◆ ごみ減量等優良事業者、食品リサイクル優良事業者のPR実施 など

事業系一般廃棄物の「ごみ処理手数料」を改定します。

区 分	燃えるごみ	燃えないごみ	容器包装ごみ	粗大ごみ
現在の料金 /10 kgまで毎	70 円	110 円	40 円	150 円
改定後の料金 /10 kgまで毎	90 円	120 円	50 円	160 円

※ 令和 3 年 4 月 1 日から

- 廃棄物の処理経費と処理手数料の格差是正、受益者負担の適正化を図ります。
燃えるごみの処理経費は、10 kg 当たり約 260 円で、排出した方への応分の負担を求めます。
- ごみの減量化が進まず、処理経費が増大する場合、さらに手数料の改定を検討します。
ごみの削減により、組合も事業者の方もコストの削減に繋がります。ご協力をお願いします。

問い合わせ先

芸北広域環境施設組合 事務局

〒731-1513

広島県山県郡北広島町川井 11080 番地 18

(芸北広域きれいセンター内)

電 話 0826-72-6595

ファックス 0826-72-8303